

記入例（2者JV用）

注意）協定書は袋とじにし、袋とじ部分の表面と裏面に各社の割印を押捺下さい。なお、割印はファイルに綴り込むための穴にかからない用にして下さい。



(様式2)

全てのページに捨印を押捺下さい。

○○○○○○○○○○○○○○○工事 公告の工事名

共同企業体協定書

(目的)

公告の工事名

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 山形市発注に係る、○○○○○○○○○○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

株式会社、(株)等を含めないで下さい

第2条 当共同企業体は、○○建設・□□工業建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

名称の末尾は「建設工事共同企業体」として下さい（「特定」は不要です）

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を ○○県○○市○○町○丁目○番○号 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

参加確認申請日以前の日付として下さい

第4条 当企業体は、平成○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

山形市競争入札参加資格者名簿の登録内容を記載して下さい（委任先を設定している場合は委任先）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

商号又は名称 ○○建設株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

(許可番号 国土交通省許可(特-○○)第○○○○○○号 許可年月日 平成○○年○○月○○日

許可業種名 土、建、と、ほ、水)

建設業の許可を受けている全ての業種を記入して下さい



住 所 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 株式会社〇〇工業

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

(許可番号 山形県(特-〇〇)第〇〇〇〇〇〇号 許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可業種名 土、と、管、ほ、)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称 〇〇建設株式会社 70%

商号又は名称 株式会社〇〇工業 30%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇銀行〇〇〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えるものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を、控除して返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

